

議案第2号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月20日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 専決第1号 令和7年度長岡市一般会計補正予算
- 2 専決第2号 令和7年度長岡市一般会計補正予算

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市一般会計補正予算

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市一般会計補正予算

議案第6号

長岡市部制条例の一部改正について

長岡市部制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月20日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

4月1日付け行政組織変更に伴う改正を行うもの

長岡市部制条例の一部を改正する条例

長岡市部制条例（平成9年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 財産管理部</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8) 地域政策部</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>_____</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7) 地域振興戦略部</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p>

(事務分掌)

第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。

地方創生推進部

(1)～(3) (略)

(4) 広域行政に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(略)

財務部

(1)～(4) (略)

(5) (略)

財産管理部

財産に関すること。

(略)

地域政策部

(1) (略)

(2) コミュニティの推進に関すること。

(3) (略)

市民協働推進部

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(事務分掌)

第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。

地方創生推進部

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(略)

財務部

(1)～(4) (略)

(5) 財産に関すること。

(6) (略)

地域振興戦略部

(1) (略)

(2) (略)

(3) 広域行政に関すること。

市民協働推進部

(1) (略)

(2) コミュニティの推進に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

<p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 鳥獣被害対策に関すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>農林水産部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <hr/> <p>(略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。